

## 市立学校の再開について（令和2年5月26日時点）

市立学校につきましては、本年3月4日（水）から5月31日（日）まで臨時休業としておりましたが、5月25日（月）の国の緊急事態宣言の解除に伴い、6月1日（月）から市立学校を再開することといたします。

### <学校再開に向けた基本的な考え方について>

- ・学校再開にあたっては、新型コロナウイルス感染症が終息するまで、**相当の長期にわたってウイルスと共存していかざるを得ない**という認識に立ち、**実施可能な教育活動を段階的に開始**していくことで、**子どもたちの健やかな学びと、学校における感染リスクの低減の両立**を、可能な限り図っていく。

### <今後の想定スケジュールについて>

- ・5月25日（月）～5月29日（金）：児童生徒の状況把握（登校日、家庭訪問、電話連絡等）
- ・6月1日（月）～6月12日（金）：分散登校期間
- ・6月15日（月）～7月31日（金）：通常登校（給食有り）
- ・8月1日（土）～8月16日（日）：夏季休業  
※ うち、8月3日（月）～8月7日（金）は、各学校での補習等、学習補充奨励期間とする。
- ・12月26日（土）～1月4日（月）：冬季休業

### <感染拡大防止に向けた主な取組について>

- ・換気の徹底、マスクの着用、手洗い等の励行
- ・発熱等の健康状態の把握、自宅休養の徹底
- ・学校行事の精選、開催方法の工夫
- ・異学年交流の見直し
- ・特別教室の利用抑制（使用する場合は、消毒の実施等）
- ・給食実施の配慮（配膳時の衛生管理の徹底等）
- ・学校の臨時休業ルールの策定・運用  
⇒児童生徒又は教職員が感染…原則当該校を2週間の臨時休業  
⇒児童生徒又は教職員が濃厚接触者…原則当該児童生徒又は教職員を2週間の自宅待機
- ・共用スペース、ドアノブ等の定期的な消毒
- ・部活動の段階的实施、活動方法の工夫（6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開）等

## <学校再開ガイドラインの策定について>

### ・本市における段階的な学校再開について

- ・児童生徒ができるだけ早期に日常的な生活を取り戻し、安心して学校生活を過ごせるよう、段階的な分散登校等により学校を再開

### ・保健管理について

- ・家庭と連携した毎朝の検温及び風邪症状の確認
- ・手洗いや咳エチケット、マスクの使用の徹底
- ・学校内の消毒、換気の徹底
- ・学校医・学校薬剤師との連携
- ・児童生徒・教職員が感染した場合・濃厚接触者に特定された場合の措置

### ・児童生徒の心のケア等に関すること

- ・児童生徒の指導及び支援体制の確認
- ・新型コロナウイルス感染症を理由とした差別・偏見は決して許されないという姿勢
- ・改めて人権・個人情報への配慮について認識を共有
- ・学級担任等を中心とした個別相談・三者面談の実施
- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援
- ・感染防止に関する児童生徒への指導

### ・教育活動に関すること

- ・学校における感染リスクを可能な限り低減しつつ、段階的に教育活動を開始
- ・当面の間、普通教室を基本とし、特別教室を使用するときはその都度消毒

### ・教育課程編成に関すること

- ・実施可能な授業日数を見通した上で教育課程を編成
- ・児童生徒の過度な負担とならないように配慮

### ・学校行事等に関すること

- ・年間を通して実施する学校行事を精選
- ・実施にあたっては、開催時期・場所・時間・開催方法等に十分配慮

### ・教職員に関すること

- ・教職員自身の健康にも配慮し、引き続き感染拡大防止の対応を実施

### ・部活動等に関すること

- ・当面の間、活動を休止
- ・6月15日を目途に実施可能な活動から段階的に再開する方向で検討

### ・学校施設開放に関すること

- ・当面の間、利用中止

### ・児童生徒の居場所及びわくわくプラザについて

- ・分散登校期間において、やむを得ない事情がある場合には、児童生徒の見守りを実施